

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

### 8. 会議の経過

令和7年6月9日（月）午後3時52分開議

○委員長（西垣一郎君） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

お手元の次第に従い進めさせていただきます。

1の請願の付託先について、事務局より説明願います。

○局長（佐野哲也君） 本会議終了後、お忙しい中ありがとうございます。

1の請願の付託先についてご説明いたします。

配付いたしました、請願文書表の目次をご覧ください。

今定例会には、請願1件が提出されました。

請願第10号、「日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准することを求める意見書の提出を求める請願」につきましては、総務企画常任委員会に付託し、審査いたしたいと思います。

なお、この請願につきましては、請願者からの意見陳述の申し出がございます。

以上となります。

○委員長（西垣一郎君） 以上で説明は終わりました。

何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西垣一郎君） ないので、請願第10号につきましては、総務企画常任委員会に付託いたします。

次に、2の我孫子市議会議員定数条例の改正について、事務局より説明願います。

○局長（佐野哲也君） それでは、2の我孫子市議会議員定数条例の改正についてご説明いたします。

5月26日に開催いたしました議会運営委員会において、議会議員定数条例の改正に伴う今後のスケジュールについてご説明いたしましたが、手続き上のご質問もいただきましたので、これまでの状況と今回のことについて、改めましてご説明させていただきます。

資料の1-1、「議員定数条例改正の前例及び今回の流れについて」をご覧ください。資料の1-1、「議員定数条例改正の前例及び今回の流れについて」、こちらはこれまでの改正時における改正内容、可決状況、提出者、賛成者、審査の流れについて概略をまとめたものとなります。特に、前回の議会運営委員会で俎上にあがり、提出者、賛成者については、中段の表のとおりとなっておりました。過去5回のうち4回は賛成者に議会運営委員会の委員も名を連ねておりました。これまで、申し合わせにより、発議案の提案に際しては、付託される委員会の委員は提出者になることができるが賛成者になることができないので、検討が必要であるとのご説明は、先例・申し合わせの通常発議案の取り扱いによるものとなっております。

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

次のページをご覧ください。

中段に会議規則、下段に先例・申し合わせの抜粋を掲載しております。まず、下段の先例・申し合わせの（３）地方自治法第１１２条の規定による発議案について、記載されている項目に「⑦議員は、自己の所属する委員会に付託が予定される発議案について、提出者となることができるとともに、委員として表決に加わることができる。ただし、賛成者となることはできない。」とされておりまして、これまでの説明はこちらの項目のこととなります。

しかし、一方で、中段の会議規則第３７条によりますと、「委員会が提出する議案は、委員会に付託しない。」とあります。こちらの条項を踏まえますと、付託が予定されない発議案ということになりますので、⑦の申し合わせには拘束されないということになります。参考までに申し上げますと、これまでの発議案はこの（３）の通常発議案としてではなく、その下に掲載しています（４）議会構成及び緊急を要するものとして、今回のように十分な委員会での準備の上で提出された形ではなく取り扱われており、この（４）の場合では、（３）⑦の申し合わせ事項は記載されていないので、前のページのような状況であったのだろうと考えられます。

２ページ目の上段に今回の流れの案をお示ししております。

これまでは、委員会へ付託し、閉会中の継続審査とする段階でスケジュールを入れておりましたが、今回はここまで十分に委員会で議論をしてきておりまして、改正案もまとまってきたことを踏まえ、今、ご説明いたしましたように、（３）の取り扱いとした場合の流れになってございます。

８月２５日（月）開催予定の９月定例会の１週間前の議会運営委員会で改正案の決定、１０月には公聴会を開催し、１１月には公聴会を受けての検討を行って、提出予定発議案をまとめていく予定となっております。１２月の定例会の初日に上程し、提案理由の説明、大綱質疑、討論、採決という運びとなっております。

続きまして、資料の１－２、「議員定数条例の一部改正に向けたスケジュール（案）」をご覧ください。今後の流れを、おおよその日にちも入れて示したのになります。

８月に改正案を決定し、１０月には公述人を決めて公聴会を開催、１１月には公聴会で出された意見を受けての協議を踏まえて、最終案をまとめ提出、１２月定例会の初日に上程、提案理由の説明、大綱質疑、討論、採決となります。

なお、ここではですね、公聴会を実施する前提でスケジュールを作成しておりますけれども、議会基本条例では議員定数の改正にあたりましては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、となっておりますので、この公聴会、参考人制度等ということで議会報告会や意見交換会も含むことができると解釈できますのでご意見等ございましたら宜しく願います。

説明は以上となります。

## 【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（西垣一郎君） 以上で説明は終わりました。

何かございますか。

（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

○委員長（西垣一郎君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 9 分休憩

---

午後 4 時 0 3 分開議

○委員長（西垣一郎君） 再開いたします。

他に何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西垣一郎君） ないようですので、我孫子市議会議員定数条例の改正につきましては、ご覧のと通りのスケジュールで行います。

（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

○委員長（西垣一郎君） 暫時休憩いたします。

午後 4 時 0 4 分休憩

---

午後 4 時 0 4 分開議

○委員長（西垣一郎君） 再開いたします。

次に、3 の職員提案制度による職員からの提案について、事務局より説明願います。

○局長（佐野哲也君） 3 の職員提案制度による職員からの提案についてご説明いたします。

職員の意欲やアイデアを事務の効率化、市民サービスの向上につなげることを目的として、庁内に職員提案制度という制度がございます。

そこで、職員より議会の委員会での通告制の導入ということで、提案がありました。趣旨は、「本会議同様、委員会にも事前通告制度を導入してはどうか。」というもので、その趣旨は「的確な議論の実現」、「委員会運営の効率化」、「管理職不在時間の短縮（危機管理の面）」ということが主な内容となります。

この提案に対し、議会事務局として意見、こちらは採用、条件付き採用ですとか、不採用の意見を理由を付して議会事務局が提出するのですが、なかなか議会事務局として議員の皆様に意見を聞かないと意見が出ませんので、ここでお諮りしているところでございます。

その後、庁内の審査委員会で審査を行いまして、採用、不採用を決定して、採用の場合には実施という流れとなります。

これまでの傾向ですと、市長部局内への提案がほとんどでございまして、所属長の決裁にて提案

## 【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

を実行しておりましたけれども、今回は行政委員会への提案ですので、通常の執行部のケースとは異なり、審査委員会で採用とされても即実施できるものではない旨を行政管理課には伝えております。まずは、今回は、結論を出す段階ではなく、意見書を提出するにあたってのご意見をいただければと思っております。

このことについて、会派に持ち帰っていただきまして、19日の本会議最終日の議会運営委員会で協議したいと考えておりますので、会派内でご協議をお願いいたします。

説明は以上となります。

○委員長（西垣一郎君） 以上で説明は終わりました。

何かございますか。

（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

○委員長（西垣一郎君） 暫時休憩いたします。

午後4時07分休憩

---

午後4時14分開議

○委員長（西垣一郎君） 再開いたします。

職員提案につきましては、協議の結果、改めて行政サイドと議会事務局とでお話を持っていただければということで話が出ましたので是非、その辺のご検討をお願いいたします。

その他について何かございませんか。

（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

○委員長（西垣一郎君） 暫時休憩いたします。

午後4時15分休憩

---

午後4時16分開議

○委員長（西垣一郎君） 再開いたします。

何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西垣一郎君） ないものと認めます。

以上で本委員会を散会いたします。

午後4時16分散会